

## 令和8年度 インバウンド観光客を取り扱う旅行会社の下見支援助成金交付要綱

### 第1条 目的

この事業は、インバウンド観光客を取り扱う旅行会社が募集型企画旅行商品（以下「旅行商品」という。）の造成を前提として隠岐諸島へ下見や仕入に訪れる場合の費用（以下「費用」という。）を助成することにより、インバウンド観光客向けの旅行商品の造成を支援し、隠岐諸島への誘客促進を目的とする。

### 第2条 助成対象者

この要綱に基づき、費用の助成の対象となる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

（1）該当する法律に基づく登録を受けている隠岐諸島以外（国内外を問わず）に営業所を有するインバウンド観光客を取り扱う旅行会社であり、日本の旅行商品の造成及び実施の経験があること。

（2）隠岐諸島内に宿泊する旅行商品を造成するための下見であり、1年以内に発売する予定であること。

（3）当該年度を含む直近2年度間に、この要綱に基づく費用が助成されていないこと。

（4）下見中や下見後に（一社）隠岐ジオパーク推進機構（以下「機構」という。）の職員と意見交換会の時間を設け、旅行商品の造成可能性について打ち合わせを行うこと。

（5）機構が行程内容を把握できるように、事前に行程を機構に共有すること。

### 第3条 助成対象経費並びに額

この要綱に基づく費用の対象経費は次に掲げるものとし、実費の合計額の3分の2（1円未満 切り捨て）を助成するものとする。

（1）交通費 ※国内で隠岐に来島する直前の場所からの交通費とする。

- ・往復の航空券代・フェリー代・高速船代・連絡バス代（松江駅・米子駅・境港駅～七類港・境港）・電車代（特急料金含む）・高速バス代等
- ・公共交通を利用した場合の隠岐諸島内移動費
- ・隠岐諸島内レンタカー代（ガソリン代含む）
- ・行程上、他の移動手段がなかった場合のタクシー代

（2）宿泊費（隠岐諸島内に限る／1人1泊あたり20,000円以内 ※朝食代、夕食代を含む。ただし、アルコール等の飲料代は含まない。）

（3）その他の諸経費（隠岐諸島内に限る）

- ・入場料
- ・ガイド料
- ・アウトドアアクティビティー体験等の料金

・昼食代

2 費用の助成は、原則として1申請当たり10万円を上限とし、機構の当該年度予算の範囲内において行う。

#### 第4条 助成対象期間

令和8年4月1日～令和8年11月30日

#### 第5条 助成の申請

助成を受けようとする者は、原則として、隠岐諸島を訪れる10日以上前に会社のプロフィール及び申請書(様式1)を機構まで提出しなければならない。

#### 第6条 助成の決定

機構は、前条による申請があった場合は内容を審査し、助成をすることに決定したときは、支援決定通知書により申請を行った者(以下「助成決定者」という。)に通知する。

2 助成の決定にあたっては、機構の観光施策の方向性に即した旅行商品の造成の下見を優先的に採用するものとする。

#### 第7条 実績の報告

助成決定者は、隠岐諸島を訪問した後、速やかに、実績報告書兼精算書(様式2)に次の書類を添えて機構に提出しなければならない。

- (1) 訪問レポート(様式3)
- (2) 精算金額報告書(様式4)
- (3) 領収書の写し

#### 第8条 助成金の支払い

機構は、前条による実績報告書兼精算書の提出を受けた場合は必要な検査を行い、助成が適正であると認めたときは支払金額を確定し、支払通知書により助成決定者に通知するとともに検査終了の翌月末までに指定された口座へ支払うものとする。

2 支払いは円で行うものとし、支払う金額から発生する手数料を差し引いた後の金額とする。

#### 第9条 成果品の提出

助成決定者は、造成した旅行商品の成果品(パンフレット、助成決定者が所属する旅行会社のウェブサイトでのツアー販売の紹介等)のデータを翌年度末までに機構に提出しなければならない。

#### 第10条 助成の決定の取り消し

助成決定者がこの要綱の規定に違反したとき、提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき、機構が求める書類等の提出がされないとき等は、助成の決定を取り消すことができる。

#### 第11条 雑則

本書に定めのない事項については、機構が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和10年3月31日にその効力を失う。